

木耐協 技術通信

2003年
8月号

技術的なご質問・ご相談などは・・・

- 組合員専用ホームページ「安斎先生への質問コーナー」よりお気軽にお問い合わせ下さい
 - 直接お電話でのご相談の場合は、木耐協事務局まで。
- 毎週金曜日 9:00～18:00 TEL:048-224-8316

監修：日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 技術顧問 安斎正弘 TEL：03-5549-2115 FAX：03-5549-2125



しかし、今年の夏は一体あったのか、それとも梅雨から一気に秋に入ってしまったと言うのか？特に北東北の農家の方々には何と言ってよいのやら……。
さてそろそろ本筋の'学習モード'に入りましょうネ。最低基準と言われる「建築基準法」については、「木造関連」だけを取り上げて解説してきましたが、これからは、品確法：「住宅の品質確保の促進に関する法律（法律第81号）」の思想を学び、環境をも含むより安全性の高い耐震補強の提案・施工の際の参考として活用できるよう、しっかり学習していきましょう。

基準法同様、ここでは私達が取扱う一般木造住宅に照準を当てて、またその中でも耐震性能を念頭において学んで行きたいと思えます。「品確法」自体の構成は省略します。これから見ていくのは、同法に基づいて定められた(各性能の)評価方法基準であり、ここに具体的な内容が示されているのです。この基準は告示1654号で中身は膨大です。しかし、範囲を限定して見ていきますから、ご心配はいりません。

この告示1654号は実は、「品確法」に基づく告示1652号により定められているものです。では1652号とは何ぞや、ですが、住宅の各種の性能(9つの大項目)毎に、表示すべき性能項目の基準を定めたもので、項目毎の性能ランクにより等級化されるものもある。

これから学ぶ1654号は、1652号の具体化と考えれば良いでしょう。限定した中身を選ぶと先の「9つの大項目」を知り、その中からピックアップしてみましょうか。

大項目	中項目	備考
1、構造の安定に関する事	耐震等級（躯体の倒壊等防止） 耐震等級（躯体の損傷防止） 耐風等級（躯体の倒壊等・損傷等防止） 耐雪等級（躯体の倒壊等・損傷等防止） 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 基礎の構造方法及び形式等	等級1～3有り " 等級1～2有り 等級1～2有り —— ——
2、火災時の安全に関する事	…… 省略	
3、劣化の軽減に関する事	劣化対策等級（構造躯体）	等級1～3有り
4、維持管理への配慮に関する事	維持管理対策等級（専用配管） "（共用配管）	等級1～3有り …… 省略
5、温熱環境に関する事	省エネルギー維持管理対策等級	等級1～4有り
6、空気環境に関する事	ホルムアルデヒド対策（内装） 全般換気対策 全般換気対策	等級1～4有り —— ——
7、光・視環境に関する事	…… 省略	
8、音環境に関する事	…… 省略	
9、高齢者等への配慮に関する事	高齢者等配慮対策等級（専用部分） "（共用部分）	等級1～5有り …… 省略

次号からは日常の業務に関連の深い上記の項目から選んで、その中味を覗いて行きましょう。